

# ～働いている調理師の皆様へ～

## 調理師法で義務づけられている届出のおしらせ

調理師法では、調理の業務に従事している調理師は2年ごとの12月31日現在の調理従事場所等を届け出なければならないと定められており、令和5年は届出が必要な年となっています。

届出が必要な方は、次のところで調理の業務に従事している調理師です。

- 寄宿舍、学校、病院、事業所、社会福祉施設、介護老人保健施設、矯正施設、その他多数人に飲食物を調理して供与している施設
- 飲食店営業、魚介類販売業、そうざい製造業、複合型そうざい製造業

### 【届出方法】

届出用紙 または インターネットにより「令和4年12月31日現在の状況」を  
**令和5年1月15日まで**に届け出てください。

#### ○届出用紙による届出

届出先：北海道全調理師会網走支部

〒093-0013 網走市南3条西2丁目 第3ツカサビル1階 網彩（あみさい）

電話 0152-67-5531

#### ○インターネットによる届出

「令和4年度北海道調理師就業届」で検索するか、次のURL（ウェブサイトアドレス）またはQRコードからアクセスしてください。

**令和5年1月1日から入力可能です。**

- ・URL <https://www.harp.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=oRTBL5bX>
- ・QRコード（QRコードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。）



QRコードから届出を行い、誤った情報で登録した（重複して登録した）場合、ご自身で内容を訂正することができません。  
改めて正しい情報を入力し、登録してください。  
また、その際は必ず北海道保健福祉部健康安全局地域保健課健康づくり係（011-231-4111（内線25-526））へ訂正箇所等をご連絡願います。

### 【問合せ先】

#### ○北海道全調理師会網走支部

〒093-0013 網走市南3条西2丁目 第3ツカサビル1階 網彩（あみさい）

電話 0152-67-5531

#### ○北海道網走保健所

電話 0152-41-0695

北海道・一般社団法人北海道全調理師会

## よくある質問

### Q1 施設で一括して届け出てよいか？

原則として、個人が届け出ることとなっておりますが、届出者から了承を得ている場合は、施設や事業所から提出いただいてもかまいません。

### Q2 登録番号の書き方は？

免許証に記載されている「登録番号」を記載してください。北海道知事が交付した免許の場合、番号（第〇〇〇〇号）の前に発行元が記載されている場合があります（例：網走 第〇〇〇〇号）。その場合は発行元（「網走」）も記載してください。（「道第〇〇〇〇号」と記載されている場合は「道」が発行元となります。）

### Q3 免許証に記載されている氏名と現在の氏名が異なる場合、どちらを記入すればよいか？

免許証の記載事項に変更が生じた場合は、30日以内に書き換え交付申請が必要です。30日以上経過している場合は、併せて遅延理由書の提出が必要となります。

免許証の書き換えをしていただき、現在のお名前で提出をお願いします。

書き換えの申請先は、北海道網走保健所です。申請手続きの詳細は、北海道のホームページ（保健福祉部健康安全局地域保健課）に掲載しておりますのでご確認ください。

※他都府県から免許が交付された場合は、交付された都府県で申請してください。

### Q4 登録番号がわからない場合は、どうすればよいか？

免許証を紛失して登録番号がわからない場合は、再交付の申請が必要です。

再交付の申請先は、北海道網走保健所です。申請手続きの詳細は、北海道のホームページ（保健福祉部健康安全局地域保健課）に掲載しておりますのでご確認ください。

※他都府県から免許が交付された場合は、交付された都府県で申請してください。

**次回の届出は2年後(令和7年1月)です**